

取引の適正化、料金の透明化に関する 制度改正への対応について



2024年5月20日
一般社団法人 全国LPガス協会

取引の適正化・料金の透明化に向けた省令改正が本年4月2日に公布されることを踏まえ、当協会としては、商慣行の是正に向けて、液石流通WGの中間取りまとめに示されている自主的かつ積極的な取組をLPガス販売事業者が行うよう促すべく業界団体としての必要な対応を検討してきました。

検討の結果、LPガス販売事業者の多くが中小企業であり独自に作成することに困難も見込まれるという実情も踏まえ、LPガス販売事業者の自主的な取組宣言の参考となるものを作成することとなり、「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」を令和6年3月28日当協会理事会に付議の上、策定しました。

ＬＰガス業界において多年にわたり問題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るべく、液化石油ガス法に基づく規制が導入されることを受け、個々のＬＰガス販売事業者は、それぞれがこれを重く受け止めて、取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を以下の基本原則等に則して策定の上、これを公表して対外的にコミットメント（公約）し、ＬＰガスが引き続き顧客から選択されるエネルギーであるために尽力すべきである。

1. 顧客との信頼関係構築

ＬＰガスが、国民生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識した上で、ＬＰガス販売事業者は、自ら販売するＬＰガスの保安の確保や供給の安定とともに、取引の適正化・料金の透明化を図り、これにより顧客との信頼関係を構築すべきである。

2. 顧客以外の関係者との信頼関係構築

ＬＰガス販売事業者は、上記１のＬＰガスの顧客との信頼関係を構築する上で不可欠となる自らの従業員のほか、直接顧客との接点はない取引先等自らの事業に係る商流や物流に関する全ての関係者との信頼関係を構築すべきである。

3. 社会への貢献

ＬＰガスの社会経済的重要性に鑑み、ＬＰガス販売事業者は、自らの事業の維持・発展を図るとともに、それが社会への貢献となるように事業運営をすべきである。すなわち、自らの事業が社会によって支えられていることでサステナブル(持続可能)な存在であり続けることを認識した上で、自らも社会への貢献を念頭に活動すべきである。

1-1 法令の遵守

LPGガス販売事業者は、液化石油ガス法（以下、液石法という。）に基づく登録を受けて事業を行っている存在であり、液石法に規定される事業者に対する保安・取引に係る各種規制については、遵守する必要がある。

しかし、長年にわたる商慣行が顧客である消費者の信頼を損なう場合が多々あったことから、このほど商慣行の是正により取引の適正化・料金の透明化を図るため液石法において新たな規制が導入されることとなった。

LPGガス販売事業者は、こうした背景を重く受け止め、改めて法令遵守すべきことを確認すべきである。

特に、2024年4月に公布される液石法関係改正省令による以下の3点の規制については留意して、遵守すべきである。

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底
- ③ LPGガス料金等の情報提供

1-2 法令の遵守を担保する体制整備

LPガス販売事業者は、1-1にある法令の遵守を履行するため、経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底すべきである。

特に、顧客である消費者と直接に接する全ての組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させるべきである。

このため、LPガス販売事業者は、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備すべきである。

1-3 法令遵守に向けた顧客との関係性構築

LPガス販売事業者の法令遵守徹底を確保するため、顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図るべきである。

2-1 事業運営の理念・ビジョンの共有

LPガス販売事業者が事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、自らの事業運営の理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備すべきである。

2-2 法令遵守の周知

2-1における事業運営の理念・ビジョンの共有を図った上で、LPガス販売事業者が液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知すべきである。

3-1 事業運営・ビジョンにおける社会貢献のコミットメント

LPGガス販売事業者は、LPGガスの販売を通じてより豊かな生活を提供して、自らの事業が社会に受け入れられることによって存立し、かつ将来に向けて存続可能であり、社会への貢献が自らの利益にもなることを認識し、事業運営・ビジョンにおいて社会貢献のコミットメントを行うべきである。

3-2 社会貢献の具体策の策定

LPGガス販売事業者は、3-1においての社会貢献のコミットメントを実践するべく、例えば、カーボンニュートラルへの対応や災害時の重要な役割など社会貢献に向けた具体策を策定すべきである。

以上

2. 自主取組宣言の公表

今回の制度改革に伴い、取引の適正化・料金の透明化における商慣行の是正に向けて、L P ガス販売事業者が液石流通WGの中間取りまとめに示されたように、自主的かつ積極的な取組が必要とされております。

このため当協会としては、先ほどご説明をさせていただきました『自主取組宣言』をL P ガス販売事業者に促すべく「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」を作成し、周知・啓発に引き続き努めるとともに、フォローアップして参ります。

令和6年5月15日現在当協会で把握しております、自社のホームページ等に『自主取組宣言』を掲載したL P ガス販売事業者を以下の通り、取りまとめました。

本件は、当協会ホームページへ掲載し、随時更新してまいります。

2.『自主取組宣言』を公表したLPガス販売事業者一覧【順不同】



令和6年5月15日現在 全L協調会

	掲載日	販売事業者名		
1	2024.4.1	(株)ダイプロ	大	分 県
2	2024.4.1	(株)ダイプロ日田	大	分 県
3	2024.4.1	(株)ダイプロ別杵販売	大	分 県
4	2024.4.1	(株)ダイプロ豊肥販売	大	分 県
5	2024.4.1	(株)ダイプロ大分販売	大	分 県
6	2024.4.1	(株)ダイプロ北部販売	大	分 県
7	2024.4.1	(株)ダイプロ北部販売 中津支店	大	分 県
8	2024.4.1	(株)ダイプロ北部販売 安心院(営)	大	分 県
9	2024.4.1	(株)ダイプロ南部販売	大	分 県
10	2024.4.1	(株)ダイプロ高田国東販売	大	分 県
11	2024.4.1	ENEOSグローブエナジー(株)	東	京 都
12	2024.4.1	ENEOSグローブエナジー(株) 大分支店	大	分 県
13	2024.4.1	東邦液化ガス(株)	愛	知 県
14	2024.4.1	東邦液化ガス(株) 犬山(営)	愛	知 県
15	2024.4.1	セントラル石油瓦斯(株)	東	京 都

	掲載日	販売事業者名		
16	2024.4.1	オブリック(株)	静	岡 県
17	2024.4.1	(有)愛米商事	愛	知 県
18	2024.4.2	(株)チョープロ	長	崎 県
19	2024.4.2	(株)マルエイ	岐	阜 県
20	2024.4.2	名古屋プロパン瓦斯(株)	愛	知 県
21	2024.4.2	テーエス瓦斯(株)	神	奈 川 県
22	2024.4.2	土佐ガス(株)	高	知 県
23	2024.4.2	(有)山田燃料	群	馬 県
24	2024.4.3	(株)エネサンスホールディングス	東	京 都
25	2024.4.3	(株)エネサンス北海道	北	海 道
26	2024.4.3	(株)エネサンス東北	宮	城 県
27	2024.4.3	(株)エネサンス新潟	新	潟 県
28	2024.4.3	(株)エネサンス関東	東	京 都
29	2024.4.3	(株)エネサンス関東 秦野(営)	神	奈 川 県
30	2024.4.3	(株)エネサンス中部	愛	知 県

2.『自主取組宣言』を公表したLPガス販売事業者一覧【順不同】



令和6年5月15日現在 全L協調会

	掲載日	販売事業者名		
31	2024.4.3	(株)エネサンス九州	福	岡 県
32	2024.4.12	(株)西井商店	奈	良 県
33	2024.4.15	アストモスリテイリング(株)	東	京 都
34	2024.4.15	アストモスリテイリング(株) 中国第一カンパニー山陰支店	広	島 県
35	2024.4.15	(株)ガステム	愛	知 県
36	2024.4.16	伊藤忠エネクスホームライフ北海道(株)	北	海 道
37	2024.4.16	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株)	宮	城 県
38	2024.4.16	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)	広	島 県
39	2024.4.16	伊藤忠エネクスホームライフ四国(株)	愛	媛 県
40	2024.4.17	江藤産業(株)	大	分 県
41	2024.4.17	北部江藤産業(株)	福	岡 県
42	2024.4.17	(株)アリマン未来	大	分 県
43	2024.4.19	(株)エネアーク	東	京 都
44	2024.4.19	(株)エネアーク関東	東	京 都
45	2024.4.19	(株)エネアーク関東 鴻巣支店	埼	玉 県

	掲載日	販売事業者名		
46	2024.4.19	(株)エネアーク関東 茨城支店	茨	城 県
47	2024.4.19	(株)エネアーク中部	愛	知 県
48	2024.4.19	(株)エネアーク関西	大	阪 府
49	2024.4.19	イワタニセントラル北海道(株)	北	海 道
50	2024.4.19	イワタニセントラル東北(株)	宮	城 県
51	2024.4.19	イワタニセントラル福島(株)	福	島 県
52	2024.4.19	イワタニセントラル北陸(株)	石	川 県
53	2024.4.19	イワタニ関東(株)	埼	玉 県
54	2024.4.19	イワタニ首都圏(株)	神	奈 川 県
55	2024.4.19	イワタニ首都圏(株) 小田原支店	神	奈 川 県
56	2024.4.19	イワタニ長野(株)	長	野 県
57	2024.4.19	イワタニ山梨(株)	山	梨 県
58	2024.4.19	イワタニ東海(株)	岐	阜 県
59	2024.4.19	イワタニ三重(株)	三	重 県
60	2024.4.19	イワタニ近畿(株)	大	阪 府

2.『自主取組宣言』を公表したLPガス販売事業者一覧【順不同】



令和6年5月15日現在 全L協調会

	掲載日	販売事業者名	
61	2024.4.19	イワタニ山陽(株)	広島県
62	2024.4.19	イワタニ山陰(株)	島根県
63	2024.4.19	イワタニ島根(株)	島根県
64	2024.4.19	イワタニ四国(株)	香川県
65	2024.4.19	イワタニ九州(株)	福岡県
66	2024.4.19	南九州マルキ(株)	熊本県
67	2024.4.19	イワタニ鹿児島(株)	鹿児島県
68	2024.4.19	マルキ産業(株)	沖縄県
69	2024.4.19	丹後ガス(株)	京都府
70	2024.4.19	エネライフ(株)	東京都
71	2024.4.19	越後プロパン(株)	新潟県
72	2024.4.22	(株)エコア	福岡県
73	2024.4.22	大垣ガス(株)	岐阜県
74	2024.4.23	伊藤忠エネクス(株)	東京都
75	2024.4.23	サーラエナジー(株)	愛知県

	掲載日	販売事業者名	
76	2024.4.23	サーラE&L東三河(株)	愛知県
77	2024.4.23	サーラE&L浜松(株)	静岡県
78	2024.4.23	サーラE&L名古屋(株)	愛知県
79	2024.4.23	サーラE&L名古屋(株) 春日井(営)	愛知県
80	2024.4.23	サーラE&L静岡(株)	静岡県
81	2024.4.23	グッドライフサーラ関東(株)	神奈川県
82	2024.4.24	広島ガスプロパン(株)	広島県
83	2024.4.24	広島ガス北部販売(株)	広島県
84	2024.4.24	広島ガス呉販売(株)	広島県
85	2024.4.24	(株)コバプロ	神奈川県
86	2024.4.24	(株)木下燃料	大分県
87	2024.4.24	(有)たから屋	大分県
88	2024.4.24	岐阜県JAビジネスサポート(株)	岐阜県
89	2024.4.25	広島ガス西中国(株)	広島県
90	2024.4.25	カメイ(株)	宮城県

2.『自主取組宣言』を公表したLPガス販売事業者一覧【順不同】



令和6年5月15日現在 全L協調会

	掲載日	販売事業者名	
91	2024.4.25	九工ガス(株)	大 分 県
92	2024.4.25	(株)サークルエイド	大 分 県
93	2024.4.26	(有)半沢商店	神 奈 川 県
94	2024.4.26	(有)日山産業	広 島 県
95	2024.4.26	エア・ウォーター・ライフソリューション(株)	北 海 道
96	2024.4.26	広島ガス東中国(株)	岡 山 県
97	2024.4.26	熱海ガス(株)	静 岡 県
98	2024.4.26	(株)いちたかガスワン	北 海 道
99	2024.4.26	上野ガス(株)	三 重 県
100	2024.4.27	(有)正木屋商店	大 分 県
101	2024.4.27	甲府文化瓦斯(株)	山 梨 県
102	2024.4.27	南遠ガス(株)	静 岡 県
103	2024.4.30	東久大通運(株)	大 分 県
104	2024.4.30	(株)村瀬産業	岐 阜 県
105	2024.4.30	富士ホームエナジー(株)	北 海 道

	掲載日	販売事業者名	
106	2024.4.30	カニエJAPAN(株)	愛 知 県
107	2024.4.30	広島ガス中央(株)	広 島 県
108	2024.4	(株)サイサン	埼 玉 県
109	2024.4	(株)ユニガス	大 分 県
110	2024.4	島商事(株)	愛 知 県
111	2024.4	平和プロパン瓦斯(株)	岐 阜 県
112	2024.4	高山エルピージー販売(株)	岐 阜 県
113	2024.4	共栄液化瓦斯(株)	岐 阜 県
114	2024.4	(株)樽石	北 海 道
115	2024.4	伊奈都市ガス(株)	埼 玉 県
116	2024.5.1	山本燃料設備(株)	石 川 県
117	2024.5.1	(株)タカハシ	広 島 県
118	2024.5.1	(株)セキサン	岡 山 県
119	2024.5.1	内海屋	愛 知 県
120	2024.5.1	尾張油業(株)	愛 知 県

2. 『自主取組宣言』を公表したLPガス販売事業者一覧【順不同】

令和6年5月15日現在 全L協調べ

	掲載日	販売事業者名	
121	2024.5.1	(株)マルハチ	愛知県
122	2024.5.1	鬼怒川ガス(株)	栃木県
123	2024.5.1	(株)飯田商事	三重県
124	2024.5.1	(株)はくねん	北海道
125	2024.5.1	カワセガス(株)	三重県
126	2024.5.1	金沢石油店	茨城県
127	2024.5.1	(株)丸光商事	岩手県
128	2024.5.1	広島ガス可部販売(株)	広島県
129	2024.5.2	弥富ガス協同組合	愛知県
130	2024.5.7	(有)平野益雄商店	神奈川県
131	2024.5.7	ライトレート(株)	北海道
132	2024.5.7	(有)守屋燃料	神奈川県
133	2024.5.7	(有)清永プロパン	大分県
134	2024.5.8	(有)ニュープロパン	大分県
135	2024.5.8	(株)久保商店	北海道

	掲載日	販売事業者名	
136	2024.5.8	(有)モリ	茨城県
137	2024.5.8	(株)ミトレン	茨城県
138	2024.5.9	猿田燃料店	茨城県
139	2024.5.9	東海ガス(株)	愛知県
140	2024.5.9	(有)丸光河合商店	愛知県
141	2024.5.10	(株)ツバメガスフロンティア	福岡県
142	2024.5.10	苫ガス燃料(株)	北海道
143	2024.5.10	新日本ガス(株)	岐阜県
144	2024.5.10	(有)菊地金物店	茨城県
145	2024.5.10	(株)新利根ガス	茨城県
146	2024.5.10	(有)タカハシ	大分県
147	2024.5.10	(有)エド	大分県
148	2024.5.13	(有)丸重商店	新潟県
149	2024.5.13	(株)松陰会館	東京都
150	2024.5.13	(有)児玉商店	新潟県

2. 『自主取組宣言』を公表したLPガス販売事業者一覧【順不同】

令和6年5月15日現在 全L協調会

	掲載日	販売事業者名		
151	2024.5.14	(株)田原燃料	北	海 道
152	2024.5.14	(株)しまや	東	京 都
153	2024.5.14	(有)大関石油	新	潟 県
154	2024.5.15	大和ガス(株) 王子(営)	東	京 都
155	2024.5.15	東海石油(合)	愛	知 県
156	2024.5.15	広島ガス高田販売(株)	広	島 県
157	2024.5.15	佐渡ガス(株)	新	潟 県
158	2024.5.15	静岡ガスエネルギー(株)	静	岡 県
160	2024.5.15	下田ガス(株)	静	岡 県
161	2024.5.15	御殿場液化(有)	静	岡 県
162	2024.5.15	吉田ガス(株)	山	梨 県
163	2024.5.15	信州ガス(株)	長	野 県
164	2024.5.15	(有)まるたか開発	広	島 県

3. 制度改正の周知に係るチラシ

当協会として、今回の制度改正の下での取引の適正化・料金の透明化を円滑に進めるため関係者であるLPガス販売事業者及び賃貸住宅オーナー・管理会社等並びに消費者それぞれの理解が不可欠と判断し、関係者別に3種類のチラシを作成いたしました。

今後、LPガス販売事業者を通じたチラシ配布により周知してまいります。



3. 制度改正の周知に係るチラシ

LPガス販売事業者用チラシ

LPガス販売事業者の皆様へ

LPガスの商慣行是正に向けた

制度改正が行われます!!

気をつけていただきたいこと ①

2024年 7月2日 施行

過大な営業行為の制限

液石法施行規則第16条第15号の3、4 正常な商慣行を超えた利益供与の**禁止**

液石法施行規則第16条第15号の5、6 消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス販売事業者の変更を制限するような条件付き契約締結等の**禁止**

❌ LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等とガス契約を自己と締結することを目的として、LPガス販売事業者の変更を制限するよう、賃貸住宅のオーナー等又は戸建て住宅の消費者等と条件付き契約を締結してはならない。

👍 液石法第100条第1号の2 ※ 罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。
液石法第26条第4号 ※ LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。

気をつけていただきたいこと ②

2024年 7月2日 施行

LPガス料金等の情報提供

液石法施行規則第16条第15号の2 ● 賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金提示の努力義務

● 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)

1 LPガス販売事業者は、入居希望者に対し、入居契約前に、直接、又は、オーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示するよう努めなければならない。

2 LPガス販売事業者は、入居希望者から直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じる義務がある(罰則の対象)。

👍 液石法第100条第1号の2 ※ 罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。
液石法第26条第4号 ※ LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。

気をつけていただきたいこと ③

2025年 4月2日 施行

三部料金制の義務化

消費設備費用の外出し表示
ガス消費と関係のない設備費用の計上**禁止**

LPガスの三部料金制

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

消費設備料金

LPガス器具等LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る費用(賃貸住宅は原則として「該当なし」と記載)

液石法施行規則第16条第15号の3 基本料金、従量料金、消費設備料金を示す(消費設備費用の外出し表示)

(注) 液石法施行規則第2条第3項 施行時点に於ける消費者等との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響を鑑み、設備費用の計上自体は禁止されないが、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)が義務化される。その上で、早期に新制度(三部料金制)への移行を図る。

液石法施行規則第16条第15号の8 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上**禁止**

1 LPガス消費者等との販売契約に係る料金は、基本料金、従量料金および消費設備料金の三部料金制とし、消費者等に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知しなければならない。(消費設備費用の外出し表示)。

❌ 3 LPガスを消費する場合に用いられる器具が設置された建物の所有者とLPガス消費者等が異なる場合(たとえば賃貸住宅)において、消費者等にLPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金を原則として請求してはならない(設備費用の計上**禁止**)。消費設備料金は「該当なし」と記載。

❌ 2 消費設備料金として、配管及びLPガス器具等、LPガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない(ガス消費と関係のない設備費用の計上**禁止**)。

4 施行時点より前に契約をしている消費者等に対してガス消費と関係のない設備費用を請求するときは、三部料金制を適用して、設備料金として外出し表示し、請求しなければならない。(義務化)

液石法第100条第1号の2 ※ 罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。
液石法第26条第4号 ※ LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。

2. 制度改正の周知に係るチラシ

賃貸住宅のオーナー・管理会社用チラシ



賃貸住宅のオーナー・管理会社等の皆様へ

LPガスの商慣行是正に向けた

制度改正が行われます!!

皆様のご協力をお願いいたします。

2024年
7月2日
施行

気をつけていただきたいこと ①

LPガス販売事業者の過大な営業行為の制限

※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。
(30万円以下の罰金)

❌ LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等とガス契約を締結する際、LPガス販売事業者の過大な営業行為を防止するため、LPガス販売事業者の変更を制限する条件付き契約締結等の禁止

❌ LPガス販売事業者は、賃貸住宅のオーナー様等とガス契約を締結する際、LPガス販売事業者の過大な営業行為を防止するため、LPガス販売事業者の変更を制限する条件付き契約締結等の禁止





エアコン



Wi-Fi



インターフォン

2024年
7月2日
施行

気をつけていただきたいこと ②

LPガス料金表等の提示の徹底!!

※LPガス販売事業者が罰則の対象となる。
(30万円以下の罰金)

賃貸住宅において、入居者がLPガス販売事業者を選択せず特定のLPガス販売事業者と契約を締結しなければならないために、賃貸借契約締結後にトラブルが発生しています。そうしたトラブルを防ぐために、賃貸借契約締結前に、入居者へのLPガス料金表等の提示をお願いします。LPガス販売事業者からLPガス料金表等の提示がない場合は、当該物件のLPガス販売事業者へ問い合わせてください。



2025年
4月2日
施行

気をつけていただきたいこと ③

LPガス料金は三部料金制です!!

LPガスの三部料金制

||

基本料金	ガスの使用量に関係なく発生する料金
+	
従量料金	ガスの使用量に応じて発生する料金
+	
消費設備料金	LPガス器具等LPガスを消費する場合に発生する費用 ※賃貸住宅の場合は、同一棟に同一様にご負担いただき、入居者には 請求できないことになりました。

❌ 施行日以降にLPガス販売事業者から入居者に対し、LPガス料金を請求するときは、配管及びガス器具等、LPガスを消費する場合に発生する費用に係る料金を請求してはならない(設備費用の計上禁止)。消費設備料金は「該当なし」と記す。

LPガス販売事業者と契約する際の注意点

皆様がLPガス販売事業者と契約を結ばれる場合は、設備費用については皆様がご負担いただくなど、法令に基づく適切なご契約をお願いします。

CHECK!!



設備所有のこと

¥

料金のこと



保安責任のこと



費用負担方法



重要な書類です。しっかり確認して大切に保管してください。

2. 制度改正の周知に係るチラシ

消費者用チラシ

LPガスをご利用の皆様へ

LPガスの 利用に関する制度が 変わります!!

LPガスを利用する住宅に入居を予定する方は、入居契約する前に、LPガス料金に係る説明を受けてください。

**2024年
7月2日
施行** **過大な営業行為の制限**

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の3、4 正常な商習慣を超えた利益供与の**禁止**
 液化石油ガス法施行規則第16条第15号の5、6 消費者のLPガス販売事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス販売事業者の変更を制限するよう条件付き契約締結の**禁止**

❌ LPガス販売事業者は、戸建て住宅の消費者等と、賃貸住宅の消費者等との間で、LPガスと締結することを目的として、消費者の消費者等に対するLPガス料金の提供に付したガス購対し、正常な商習慣を超えた利益供与してはなりません。

✅ 液化石油ガス法第100条第1号の2 ※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**
 液化石油ガス法第26条第4号 ※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**

**2024年
7月2日
施行** **LPガス料金等の情報提供**

液化石油ガス法施行規則第16条第15号の2 ●賃貸住宅への入居希望者に対し、入居契約前のLPガス料金提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて提示)

●入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じることが必要(義務づけ)

1 賃貸住宅において、LPガス販売事業者は、入居希望者に対し、入居契約前に、直接、又は、オーナー・不動産管理会社・不動産仲介業者等を通じて、LPガス料金等を提示するよう努めなければならない。

2 入居希望者からLPガス販売事業者に対して直接LPガス料金等の情報提供要請があった場合は、それに応じなければならない(罰則の対象)。

✅ 液化石油ガス法第100条第1号の2 ※**罰則の対象となる(30万円以下の罰金)。**
 液化石油ガス法第26条第4号 ※**LPガス販売事業者の登録の取り消しもありえる。**

**2025年
4月2日
施行** **三部料金制の義務化**

LPガスの三部料金制

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

消費設備料金

LPガス器具等LPガス消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用
※賃貸住宅は原則として「該当なし」と記載

消費設備料金の確認 **2025年4月2日**以降にご契約されたお客様については、基本料金、従量料金、消費設備料金以外の費用をLPガス料金へ計上することは**禁止**されます。
※賃貸住宅向けLPガス料金は、消費設備料金もLPガス料金へ計上することとなります。

既存契約(契約日が2025年4月1日までの契約)のお客様には、設備料金の計上自体は禁止されませんが、設備料金の外にも費用が義務化されます。

LPガス販売事業者と販売契約を結ぶ時の注意!!

契約時に内容を確認する。大切な契約書は、以下の4つのポイントをLPガス販売事業者に確認してください。

1 料金

●料金表はご覧になりましたか?

2 値上げ

●入居時の料金は今後急に理由なく値上げされることはありませんか?

3 内容

●料金は、基本料金、従量料金、消費設備料金を分けて表示されていますか?
●解約時の条件は書かれていますか?

4 保安点検

●法令上の保安点検について説明はありましたか?
なお、法令点検のための定期的なご訪問にご協力をお願いします。

液化石油ガス法第14条書面の交付

●LPガス販売事業者とお客様との間でLPガス販売契約を結ばれる時に、LPガス販売事業者側から、料金の内訳やLPガス設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう、液化石油ガス法第14条により義務付けられています。(第14条書面)

●解約する時や新たなLPガス販売事業者と契約される時は、改めて現在契約されているLPガス販売事業者から交付された関係書類をよくご確認ください。

 設備所有のこと

 料金のこと

 保安責任のこと

 費用負担方法

CHECK!!

 契約書

お客様に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報は、**経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォーム**へ。

